

広島県告示第 299 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 31 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県呉市天応塩谷町 1 番 6 号 中国化薬株式会社 代表取締役社長 神津 善三朗
工場又は事業場の所在地及び名称	江田島市江田島町小用五丁目 1 番 1 号 中国化薬株式会社 江田島工場

2 申請の内容

10 イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設 1 基、10 ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設 1 基及び 10 ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 1 基を新設する。また、排水処理施設 1 基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1) 新設

種 類	10 イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設 1 基 (㊹ 溶解凝集槽 (C a イオン水製造))
能力 (1 日 当 たり)	150kg

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日		工事着工後直ちに		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		10分間断続 (なし)		
	項目		通常	最大	
	排出される汚水態	水素イオン濃度(単位:水素指数)		8.0	9.0
		化学的酸素要求量		6.0	12.0
		浮遊物質質量		3.0	5.0
		窒素含有量		0.1	0.1
		リン含有量		1.00	2.00
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		0.01	0.02	
汚水等の排出先		総合排水処理場			

(その2) 新設

種類		10口 飲料製造業の用に供する洗浄施設1基 (㊟ 器具洗浄台 (Caイオン水製造))	
能力 (1日当たり)		50kg	
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに
	工事完成予定年月日		工事着工後1週間に
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		10分間断続 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排等 出さ れる 状 汚 水 態	水素イオン濃度(単位:水素指数)		8.0	9.0
		化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	20.0	30.0
		浮遊物質質量		1.0	2.0
		窒素含有量		0.1	0.2
	燐含有量	1.00		2.00	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		0.002	0.003	
汚水等の排出先		総合排水処理場			

(その3) 新設

種 類	10ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設1基 (㊸ 凝集液ろ過槽 (C a イオン水製造))	
能 力 (1 日 当 たり)	200kg	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着工後直ちに
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		20分間断続 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排等 出さ れる 状 汚 水 態	水素イオン濃度(単位:水素指数)		8.0	9.0
		化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	5.0	10.0
		浮遊物質量		4.0	5.0
		窒素含有量		1.0	2.0
	燐含有量	1.00		2.00	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)			0.05	0.05
汚水等の排出先		総合排水処理場			

(2) 汚水等の処理の方法

		変 更 前	変 更 後
種 類		廃液処理設備 (焼却炉)	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着工後直ちに
	使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに

使用 の 方 法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
		化学的酸素要求量	2,525.7	5,571.8	50.0	59.0	2,470.7	4,366.3	50.0	59.0
		窒素含有量	1,959.4	2,870.4	20.0	40.0	1,959.1	2,870.0	20.0	40.0
		アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1,959.4	2,870.4	20.0	40.0	1,959.1	2,870.0	20.0	40.0

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 23 年 3 月 31 日から平成 23 年 4 月 21 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所呉支所衛生環境課並びに江田島市市民生活部環境課